

旭川市次期一般廃棄物最終処分場整備基本計画策定支援及び基本設計業務 に係る公募型プロポーザル実施要領

旭川市次期一般廃棄物最終処分場整備基本計画策定支援及び基本設計業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

一般廃棄物最終処分場は、家庭から排出される燃やせないごみや粗大ごみ、他のごみ処理施設の処理過程で生じる焼却灰や残さなどの埋立処分を行う施設であり、衛生的な市民生活を確保する上で欠かすことのできない施設である一方で、いわゆる「迷惑施設」として、設置に当たっては、地域の理解が必要不可欠となる施設でもある。

旭川市における廃棄物処分場は、昭和45年に江丹別町嵐山に最初の処分場が設置されて以降、共和、新共和、中園と江丹別地域への設置が続き、現在の一般廃棄物最終処分場を江丹別町芳野地区に設置する際には、地域を二分化する状況となるなど、長い期間にわたり一つの地域が負担を強いられてきた経過がある。

現在の処分場は、平成15年7月から平成30年3月までを埋立期間として供用を開始し、その後に行ったごみ有料化等の取組により埋立処分量が減少したことなどから、地域の御理解をいただき、埋立期間の12年間延長を行ったところであるが、令和12年3月の埋立期限までに、次期一般廃棄物最終処分場（以下「次期処分場」という。）の整備をする必要がある。

次期処分場の整備に向けては、令和4年3月に旭川市神居町春志内の土地を建設候補地に定め、周辺地域等へ説明等を行いその理解を得て、同年12月に建設地として決定を行い、今年度から測量、基本計画等の業務に着手することとしている。整備内容の骨子を整理する基本計画については、業務の進捗や段階に応じて整備内容に対する地域等の理解を得ながら業務を進めることが大変重要であるほか、最終処分場としての性能や安全性を備えながら、建設地周辺の自然環境等への配慮、建設地が面する幹線道路との安全かつ円滑な接続、今日的な課題であるカーボンニュートラルへの対応など、多くの課題等に対応した施設計画づくりが求められる。

このため、当該業務を委託するに当たり、価格のほかに、受託者の技術力や実施体制、取組に対する考え方などを評価し、本業務の履行に適した者を選定するプロポーザル方式を採用することとし、審査、評価及び受託候補者の特定のために必要な事項を定めるものとする。

第2 業務概要

- 1 業務名 旭川市次期一般廃棄物最終処分場整備基本計画策定支援及び基本設計業務
- 2 業務内容
 - (1) 次期処分場整備に係る基本計画の策定支援
 - (2) 次期処分場整備に係る基本設計詳細な業務の内容については、別紙「仕様書（案）」のとおり。
- 3 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月14日まで

4 予算概要等

この業務に係る予算は81,752,000円（令和5年度分21,868,000円、令和6年度分59,884,000円。消費税及び地方消費税の額を含む。）であり、業務委託料の積算にあつては、予算の範囲内とすること。

第3 契約担当部局

〒070-8525 旭川市6条通9丁目総合庁舎8階

旭川市 環境部 清掃施設整備課

電話 0166-25-9751

FAX 0166-29-3977

e-mail seioseibi@city.asahikawa.lg.jp

第4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 令和5・6年度旭川市建設工事入札参加資格において「土木設計」の入札参加資格を有していること。
- (2) 建設コンサルタント登録制度（国土交通省）の「廃棄物部門」に登録があること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

- (1) 提出書類 参加表明書（様式1）
- (2) 提出期限 令和5年7月3日（月）午後5時15分
- (3) 提出場所 第3に同じ。
- (4) 提出方法 持参又は簡易書留による郵送（提出期限までに到着したものに限る。）により提出すること。
- (5) 提出書類作成時の留意事項
参加表明書の提出後、参加資格要件の確認のために必要な書類等の提出を求めることがある。

2 参加資格の確認等

- (1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和5年7月5日（水）に次に掲げる事項を記載した確認結果通知書（様式2）を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認められた者に対しては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認められた者に対しては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求められることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求められることができる。

ア 提出期間 令和5年7月7日（金）午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参又は簡易書留による郵送（提出期限までに到着したものに限り。）により提出すること。

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和5年7月11日（火）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

(4) 参加資格を有する者が(1)の確認結果通知書の通知を受けた以降に、本業務への企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式6）を提出（提出方法は(2)ウと同じ。）すること。なお、企画提案書提出後の辞退については、行うことができない。

第6 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請され、辞退しない者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

1 提案内容

次に掲げる内容について提案すること。

(1) テーマ①「業務実施方針」

- ・ 業務実施に当たっての方針や姿勢等について、提案及び説明すること。
- ・ ライフサイクルコストの抑制に向けた考え方、整備費の算出時における受託者の役割や把握の手法などについて、提案及び説明すること。

(2) テーマ②「特定テーマ」

ア 近年の最終処分場に求められる機能や安全性、早期安定化に向けた取組について

- ・ 最終処分場においては、周辺の環境保全と長期の安定運転を確保するため、これを満たす性能や機能、安全性を具備した施設としなければならない。

近年の最終処分場の整備において必要とされる性能や安全性に係る認識、最新の技術、工法、材料等に係る認識や評価などについて、技術的な面から提案及び説明すること。

- ・ 最終処分場は、埋立地から排出される水やガス等が関連する法律の規定値内になり、その値が2年以上継続する状況となった時点で、埋立地の安定化となり施設として廃止となるが、これに至るまでには、一定の年数を要するとされている。

埋立地の早期安定化に対する認識、他の処分場でこれに向けて実施、確立されている具体的な技術や手法、取組などについて、技術的な面から提案及び説明すること。

- ・ 積雪寒冷地という本市の特性や現処分場の性能や取組等を踏まえ、次期処分場において目指す性能や安全性、早期安定化に向けた取組の方向性等について、技術的な面から提案及び説明すること。

イ 建設地特性を踏まえた施設整備のあり方について

- ・ 最終処分場の整備においては、周辺地域等の理解が必要不可欠であり、このためには、建設地の特性等を十分に理解し、計画内容に配慮や反映することが重要となる。

次期処分場を整備するに当たって、建設地の特性等を踏まえどのような配慮が必要と考えるか、提案及び説明すること。

- ・ ごみ処理施設における学習機能について、内容、目的、期待される効果、必要性に対する認識等を提案及び説明すること。
- ・ 本市や建設地の特性を踏まえ、次期処分場において目指す施設整備や学習機能のあり方、方向性について総括的な内容で提案及び説明すること。

ウ 最終処分場におけるカーボンニュートラルの取組について

- ・ 2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、全国で様々な取組が行われており、令和3年10月にゼロカーボンシティを表明した本市においても、その取組を加速させていく必要がある。

次期処分場におけるカーボンニュートラルの方向性や取組について、実施プロセスや期待される効果を含めて、提案及び説明すること。

2 企画提案書の書式及び部数

企画提案書の提出は、次の書類を添付して行うこと。

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| (1) 企画提案書 | (様式3, 1部) |
| (2) テーマ①業務実施方針に対する提案書 | (A4版任意様式, 10部) |
| (3) テーマ②特定テーマに対する提案書 | (A4版任意様式, 10部) |
| ※テーマ②ア, ②イ, ②ウ毎に作成 | |
| (4) 客観的評価に係る書類 | (各2部) |
| ア 業務に係る事業費積算内訳 | (A4版任意様式) |
| イ 業務実施体制調書 | (別紙①-1) |
| ウ 配置予定技術者調書 | (別紙①-2, 添付書類を含む。) |
| エ 配置予定技術者実績調書 | (別紙①-3, 添付書類を含む。) |

3 記入上の注意事項

- (1) 企画提案は、テーマ①, ②の全てに対し行い、テーマ毎に考え方等を各提案書に記載するとともに、これに基づきプレゼンテーションの際に説明を行うこと。

また、テーマに対する提案書は、テーマ毎にA4版2枚(テーマ①, テーマ②ア, テーマ②イ, テーマ②ウ, 合わせて計8枚まで)、片面印刷(カラー印刷可)、任意様式とし、用紙上段左側にテーマ名、用紙下段中央にページ番号(1~8)を記載するとともに、テーマ①~②の順に編纂すること。

なお、当該提案書の作成に当たり、説明の補完、事例の紹介、提案内容の理解促進等を目的として、図、グラフ、イメージパース、写真等を記載することについては、差し支えないものとする。

- (2) 提出する提案書には、企画提案者が特定できる会社名、ロゴマーク等を記載しないこと。

4 提出方法等

- (1) 提出期限 令和5年8月4日（金）午後5時15分
- (2) 提出場所 第3に同じ。
- (3) 提出方法 持参又は簡易書留による郵送（提出期限までに到着したものに限り。）により提出すること。
- (4) その他 提出期限以降における企画提案書への追加資料の提出は一切認めない。

5 企画提案書の著作権等の取扱い

- (1) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。
- (2) 市は、プロポーザル方式の受付及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (3) 市は、企画提案者から提出された企画提案書について、旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

第7 質疑応答等

- (1) 企画提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。
 - ア 提出書類 質疑応答書（様式4）
 - イ 提出期間 令和5年7月28日（金）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで
 - ウ 提出場所 第3に同じ。
 - エ 提出方法 事前に電話連絡の上、電子メールにより提出すること。件名は「旭川市次期一般廃棄物最終処分場整備基本計画策定支援及び基本設計業務の企画提案に関する質疑」とすること。
- (2) (1)の質疑応答書は、質問者及び回答日において参加表明書を提出している者全てに対し、電子メールにより回答するものとする。また、併せて、旭川市公式ホームページ上に当該回答内容を公表する。

第8 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第9 企画提案の審査方法及び評価基準

1 審査会の設置

企画提案の審査、評価及び特定を行うため、旭川市次期一般廃棄物最終処分場整備基本計画策定支援・基本設計業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 ヒアリング等の実施

審査会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。

(1) 実施方法

ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明20分、質疑10分の計30分とする。

イ 企画提案の追加資料の配付は禁止する。なお、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネルの使用及びプロジェクターの投影は可能とする。

プロジェクターによる投影を行う場合は、プロジェクター、スクリーン及び接続ケーブル(アナログ端子ケーブル)については、会場に準備してあるものを使用し、パソコンは提案者が持ち込むものとする。

ウ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて3名までとする。

エ 欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び特定から除外する。

オ 企画提案書の提出を行った者が1者のみであった場合についても、プレゼンテーション及びヒアリングは行うこととする。

(2) 実施日時及び場所

プレゼンテーション及びヒアリングの実施日は令和5年8月17日(木)とする。

なお、実施する時間及び場所の詳細については、第5で示した、企画提案書提出要請時に併せて通知する。

3 審査項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーションにより、次の審査項目について、別紙で示す評価基準に基づき、審査及び評価を行う。

(1) 業務実施方針について

(2) 近年の最終処分場に求められる機能や安全性、早期安定化に向けた取組について

(3) 建設地特性を踏まえた施設整備のあり方について

(4) 最終処分場におけるカーボンニュートラルの取組について

(5) 業務内容の理解、企画提案書、プレゼンテーションにおける説明や受け答えについて

4 受託候補者の特定

受託候補者の特定は、次の方法で行うこととする。

(1) 審査会において、3の審査及び評価により、審査項目ごとに各委員の評価点の平均点(少数第4位を四捨五入し少数第3位までを有効とする。)を算出し、この評価点と客観的評価点(事務局が評価)の合計点が最も高い者を、審査会の合議の上、受託候補者として特定する。

(2) 評価点の合計が同点となる者が2者以上ある場合は、審査会の合議により順位を決定する。

(3) (1)の平均点の算出には、各審査項目ごとに最高点及び最低点をつけた委員の点数を除くものとする。ただし、同一の審査項目において最高点又は最低点をつけた委員が複数となったときは、それぞれいずれか1名の委員の点数を除くものとする。

(4) 上記により算出した客観的評価点を除く審査項目ごとの各委員の評価点の平均点の合計がその配点合計(80点)の6割(48点)未満の者は、受託候補者として特定しない。

(5) 受託候補者と当該業務について協議の結果、契約の締結に至らなかった場合は、次

点の者を受託候補者に繰り上げて協議を行うものとする。

5 審査結果の通知

(1) 受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、審査結果通知書(様式5)により、次の事項を通知するものとする。

ア 受託候補者

イ 評価点数

ウ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨

エ 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面(様式は任意)により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 (1)の通知があつた日から7日以内までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参又は簡易書留による郵送(提出期限までに到着したものに限り)により提出すること。

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、説明を求められた日から7日以内(休日を除く。)に説明を求めた者に対し理由説明書を通ずる。

6 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

(1) 受託候補者

(2) 評価点数

(3) 受託候補者の特定理由

(4) 審査の経過及び審査員

第10 契約に関する基本事項

1 契約の締結

受託候補者と当該業務に係る協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。ただし、受託候補者が第8のいずれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、本市は催告を要せず契約を解除できるものとする。なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合にあつても、本市は一切の損害を負担しない。

2 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除する。

3 契約書作成の要否

要する。

4 支払条件

業務委託料は、各年度の検査合格後に支払うものとする。

また、年度毎に当該年度支払額に10分の3を乗じた額以内を前払金として支払うことができるものとする。

第11 その他

- 1 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 3 提出された書類は返還しない。
- 4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

第12 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日等
参加表明書の提出	令和5年7月 3日（月）まで
参加資格要件確認結果通知（企画提案書提出要請）	令和5年7月 5日（水）
企画提案書の提出	令和5年8月 4日（金）まで
プレゼンテーション及びヒアリング	令和5年8月17日（木）
企画提案書審査結果の通知	令和5年8月18日（金）予定
契約締結	令和5年8月下旬を予定

旭川市次期一般廃棄物最終処分場整備基本計画策定支援・基本設計業務プロポーザル
審査項目・評価基準

審査項目	評価基準	配点	評価点					備考
			極めて良好 (10点) 5点	良好 (8点) 4点	普通 (6点) 3点	やや不十分 (4点) 2点	不十分 (2点) 1点	
1 業務実施方針		15点						
①業務実施方針について	本業務に取り組むに当たっての方針、姿勢等から、業務状況に応じた主体的な提案や柔軟な対応、確実な進捗管理等に係る能力や体制を有しているかを評価する。	10点						
②ライフサイクルコストの抑制について	処分場のライフサイクルコストの抑制に向けた考え方や効果、整備費の把握時における受託者の主体的な役割や手法等について、その合理性や妥当性などを評価する。	5点						
2 特定テーマ		60点						
(1)近年の最終処分場に求められる機能や安全性、早期安定化に向けた取組について		30点						
③近年の最終処分場において求められる機能や安全性について 【技術的提案】	近年の最終処分場で重要かつ必要とされる機能や安全性に係る認識、最新技術・工法に対する見解等から、処分場整備に対する専門的知識を有しているか等を評価する。	10点						
④埋立地の早期安定化について 【技術的提案】	埋立地の早期安定化の重要性に係る認識、他の処分場で実施されている取組（構造、埋立方法等）等から、処分場整備に対する専門的知識を有しているか等を評価する。	10点						
⑤次期処分場において目指すべき安全性や機能及び埋立地の早期安定化に係る取組の方向性について 【技術的提案】	積雪寒冷地という本市の特性や現処分場（江丹別町芳野）の性能等を踏まえ、次期処分場において目指す安全性や機能、早期安定化に向けた取組の方向性などから、次期処分場整備に必要な専門的知識の有無、必要な配慮等がなされているかを評価する。	10点						
(2)建設地特性を踏まえた施設整備のあり方について		20点						
⑥建設地の特性に対する理解や配慮について	建設地周辺の自然環境等の理解や把握が十分で、建設地の特性に配慮がなされた提案か否か等を評価する。	5点						
⑦ごみ処理施設における学習機能のあり方について	ごみ処理施設における学習機能の必要性に対する認識や、期待する効果と学習機能のあり方等を評価する。	5点						
⑧建設地の特性を踏まえた施設整備の方向性について	施設整備の方向性や学習機能のあり方が建設地の特性を踏まえ相応しい内容か、コストや実現性の妥当性があるか等を評価する。	10点						
(3)最終処分場におけるカーボンニュートラルの取組について		10点						
⑨最終処分場において目指すカーボンニュートラルの方向性について	次期最終処分場におけるカーボンニュートラルの取組について、進め方や効果などに合理性や実現性があるか等を評価する。	10点						
3 その他		25点						
⑩業務内容の理解、企画提案書、プレゼンテーションにおける説明や受け答えについて	業務内容に対する理解や企画提案書の内容、プレゼンテーションにおける説明のわかりやすさや受け答え等を評価する。	5点						
⑪実施体制について 【客観的評価】	実施体制及び配置技術者の資格を審査する。	5点						・管理技術者＋土木工事担当技術者＝1 ・土木工事担当技術者が1級又は2級の土木施工管理技士＝加1点 ・土木工事担当技術者が1級又は2級の土木施工管理技士で、かつ、技術士（建設部門「土質及び基礎」、「鋼構造及びコンクリート」、「河川、砂防及び海岸・海洋」、「道路」又は「施工計画、施工設備及び積算」のいずれか）の資格を有する＝加2点 ・管理技術者、土木工事担当技術者のほかに、技術士（建設部門「都市及び地方計画」）又は技術士（環境部門「環境保全計画」）を配置＝加1点 ・管理技術者、土木工事担当技術者のほかに、技術士（建設部門「都市及び地方計画」）及び技術士（環境部門「環境保全計画」）を配置＝加2点
⑫管理技術者の実績について 【客観的評価】	管理技術者の処分場整備に関する実績やその内容を評価する。	5点						1件＝1、2～4件＝2、5件以上＝3 処分場整備に係る基本設計＝加1点、処分場整備に係る基本計画＝加2点
⑬担当技術者（土木）の実績について 【客観的評価】	担当技術者（土木）の処分場整備に関する実績やその内容を評価する	5点						1件＝1、2～4件＝2、5件以上＝3 処分場整備に係る基本設計＝加1点、処分場整備に係る実施設計＝加2点
⑭価格評価について 【客観的評価】	価格評価基準による。	5点						価格評価は、予算額と最低見積価格の差額を5で除した額をAとし、以下の基準とする。 ・最低見積価格以上、（最低見積価格＋A）未満 5（極めて良好） ・（最低見積価格＋A）以上、（最低見積価格＋A×2）未満 4（良好） ・（最低見積価格＋A×2）以上、（最低見積価格＋A×3）未満 3（普通） ・（最低見積価格＋A×3）以上、（最低見積価格＋A×4）未満 2（やや不十分） ・（最低見積価格＋A×4）以上、予算額以下 1（不十分）
	合計	100点						

旭川市次期一般廃棄物最終処分場整備基本計画策定支援及び基本設計業務仕様書（案）

令和5年6月

第1 共通仕様書

1 総則

本仕様書は、旭川市（以下「甲」という。）が発注する旭川市次期一般廃棄物最終処分場整備基本計画策定支援及び基本設計業務に適用する。

(1) 目的

本業務は、次期一般廃棄物最終処分場整備に当たり、必要な施設等について、検討・整理し基本計画の策定支援及び基本設計を行うことを目的とするものである。

(2) 業務の名称

旭川市次期一般廃棄物最終処分場整備基本計画策定支援及び基本設計業務

(3) 調査及び履行場所

旭川市神居町春志内（別紙「建設地位置図」参照）

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月14日まで

(5) 施設概要

ア 建設地（事業予定地）の面積

約17.4ヘクタール

イ 計画埋立容量

最大64万立方メートル

ウ 構造形式

オープン型を基本とする。

エ 埋立期間

令和12年4月から令和27年3月までの15年間

オ 整備全体事業費

100億円程度

(6) 業務内容

次の内容のほか特記仕様書に定めるものとする。

ア 基本計画策定支援業務

イ 基本設計業務

(7) 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。なお、成果品の作成に当たっては事前に担当職員と協議すること。

ア 基本計画策定支援業務

(ア) 旭川市次期一般廃棄物最終処分場整備基本計画（案）（本編・概要版）

(イ) 上記電子媒体（DVD等）

成果品は、令和6年3月15日までに担当職員へ提出し、確認を受けた上で令和6年3月29日までに検査を受け、検査員の合格を得ること。

イ 基本設計業務

(ア) 旭川市次期一般廃棄物最終処分場基本設計報告書

(イ) 旭川市次期一般廃棄物最終処分場基本設計図

(ウ) 上記電子媒体（DVD等）

成果品は、令和7年2月28日までに担当職員へ提出し、確認を受けた上で履行期限である令和7年3月14日までに提出すること。

2 一般事項

(1) 業務管理

ア 本業務の受注者（以下「乙」という。）は、業務の全般について技術的な管理を行うため、十分な知識、同種業務の経験等を有する管理技術者を配置すること。

管理技術者は、次の(ア)又は(イ)に掲げる資格を有すること。

(ア) 技術士（総合技術監理部門－衛生工学部門の選択科目のうち、廃棄物・資源循環、廃棄物管理、廃棄物管理計画又は廃棄物処理）

(イ) 技術士（衛生工学部門の選択科目のうち、廃棄物・資源循環、廃棄物管理、廃棄物管理計画又は廃棄物処理）

イ 乙は、成果品の内容の技術上の照査を行うため、十分な知識、同種業務の経験等を有する照査技術者を配置すること。なお、照査技術者と管理技術者は兼ねることができないこととする。

照査技術者は、次の(ア)又は(イ)に掲げる資格を有すること。

- (ア) 技術士（総合技術監理部門－衛生工学部門の選択科目のうち、廃棄物・資源循環、廃棄物管理、廃棄物管理計画又は廃棄物処理）
- (イ) 技術士（衛生工学部門の選択科目のうち、廃棄物・資源循環、廃棄物管理、廃棄物管理計画又は廃棄物処理）

ウ 乙は、担当技術者のうち、土木設計（計画）等を担当する者を配置することとし、次の(ア)又は(イ)に掲げる資格を有すること。

- (ア) 土木施工管理技士
- (イ) 技術士（建設部門の選択科目のうち、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、河川、砂防及び海岸・海洋、道路、施工計画又は施工設備及び積算）

エ 乙は、契約後速やかに業務計画書を作成し、甲に提出して承諾を得ること。

オ 乙は、本業務についての打合せ及び協議事項の全てについて議事録を作成し、甲に提出すること。

(2) 関係法令等の遵守

乙は、本業務の遂行に当たり、次の関係法令等を遵守しなければならない。

- ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則
- イ 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場の技術上の基準を定める省令
- ウ 環境基本法、同施行令、同施行規則
- エ 各種環境基準を定める法令、同条例等
- オ 廃棄物最終処分場性能指針
- カ 廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領 2010改訂版
（公社）全国都市清掃会議
- キ 道路構造令の解説と運用
- ク 建築基準法、同施行令、同施行規則
- ケ 河川法、同施行令、同施行規則
- コ 開発指導要綱、林地開発基準等
- サ その他

(3) 秘密及び中立性の保持

乙は、本業務の遂行により知り得た事項を、第三者に漏らしてはならない。また、常にコンサルタントとしての中立性を遵守しなければならない。

(4) 資料の貸与

本業務の遂行に当たり、必要に応じて甲が所有している既存資料及び文献、次に掲げる別途発注の調査業務成果品を乙に貸与する。

乙は、資料等の貸与を受ける場合には、そのリストを作成し、甲に提出すること。貸与された資料は、業務完了時に全て返却すること。

ア 地形図データ（レベル1000）

※空中写真測量調査委託完了後（令和5年10月頃を予定）に貸与

イ 地質調査結果

※地質調査委託完了後（令和6年2月頃を予定）に貸与

ウ 環境影響調査結果

※環境影響調査委託完了後（令和6年11月頃を予定）に貸与

なお、上記ア、イ、ウに係る資料については、必要に応じて、成果品として整理する前の調査結果等について、受託者間で情報の交換等を行えることとする。

(5) 疑義の解決

本業務の仕様書記載事項に疑義が生じた場合や、本仕様書に定めのない事項が生じた場合には、乙は甲と十分な打合せ及び協議を行い、疑義の解決に向けて誠実に対応し、業務の遂行に支障がないように努めなければならない。

(6) 提出書類等

乙は、次の関係資料を速やかに提出すること。また、着手前提出書類に変更が生じた時は、遅滞なく変更届を提出すること。

ア 着手前提出書類

(ア) 免税事業者申出書（免税事業者に該当する場合のみ）

(イ) 労働者災害補償保険関係成立証明書

(ウ) 業務工程表

(エ) 業務対応連絡簿

(オ) 管理技術者届及び経歴書

(カ) 照査技術者届及び経歴書

(キ) 担当技術者届及び経歴書

(ク) 業務従事者名簿

(ケ) その他甲が必要とする書類

イ 業務完了時提出書類

- (ア) 業務完了届
- (イ) 成果品
- (ウ) その他業務に関わる資料, データ, 図書等

(7) 留意事項

乙は、関係する官公庁との協議を必要とする場合、あるいは協議を求められた場合には、その対応を行うこと。

本業務における成果品、協議記録簿等に文献その他の資料を引用した場合には、その文献、資料名を記載すること。

(8) 検査

乙は、基本計画策定支援業務の完了時及び業務の完了に当たっては、所定の手続を経て甲の検査を受けなければならない。

本業務は甲の検査合格をもって完了とする。なお、納品後、成果品に記入漏れ、誤り等の不備が発見された場合には、乙の負担において速やかに訂正しなければならない。

(9) 再委託の禁止

この仕様書で示す業務の全部を一括して又は指定した部分を第三者に委託してはならない。この仕様書で示す業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ業務再委託承諾願を提出して、甲の承諾を得なければならない。

(10) 業務の連携

乙は、別に実施する「旭川市次期一般廃棄物最終処分場測量調査委託」、「旭川市次期一般廃棄物最終処分場地質調査委託」、「旭川市次期一般廃棄物最終処分場進入路検討業務委託」及び「旭川市次期一般廃棄物最終処分場環境影響調査業務」の受託者と連携を密に行うこと。

(11) 打合せ協議

基本計画の打合せ協議は、初回、中間時、及び最終時の原則3回とするが、必要に応じて各作業の節目の段階において随時追加する。

基本設計の打合せ協議は、初回、中間3回及び最終時の原則5回とするが、必要に応じて、設計条件策定時、基本設計図作成時等の各作業の節目の段階において随時追加する。

(12) 支払条件

本業務は2カ年度にわたるため、支払は2回払（各年度検査合格後）とする。
なお、契約金額の10分の3に相当する額の範囲内を前金払の対象とする。

(13) その他

甲が必要と認めた時は、業務の変更等を命ずることができる。この場合の変更等については、甲と乙との協議の上、契約金額の増減を決定する。

甲は、地域の説明及び関係者協議に係る資料について、業務履行上必要な範囲で作成を求めることとし、検査の所定の手続を経ずに使用をすることがある。

第2 特記仕様書

1 基本計画策定支援業務内容

基本計画策定支援業務は、基本設計に先立って、設計条件及び施設内容等に係る検討を行い、最終処分場の基本的な施設整備の方向性を明らかにすることを目的とする。

なお、業務の履行に当たっては、企画提案における考え方等を基本としながら業務を進めることとし、新たな提案等が必要になった場合は、適切かつ柔軟に対応すること。

(1) 前提条件の整理

ア 埋立対象廃棄物の設定

本市が予測した将来的に埋立処分が必要となる最終処分量について、その量の抑制に資するような最終処分場と一体となって整備を行える取組を検討し、最終処分量の減量や抑制（圧縮）の効果、費用対効果等の整理を行う。

廃棄物の覆土に関して中間覆土、即日覆土、最終覆土ごとに、材料及び覆土厚を整理し覆土量を推計する。

埋立対象廃棄物の体積換算係数を物質や埋土工法の種類による違いを精査する。

イ 被覆型最終処分場とオープン型最終処分場の比較・決定

地形や最終処分が必要な最終処分量等を勘案して、被覆型埋立地とオープン型埋立地の概略配置を検討し、次の観点から両者を比較し、被覆型の採用可能性を検討する。

(ア) 埋立容量の確保性

(イ) 建設費、維持管理費等の経済性

建設費の算定にあっては、両者の遮水構造の違いによる比較を行う。

(ウ) 環境保全性（周辺環境との融和）

(エ) 埋立廃棄物の分解安定性、廃止の早期化

文献に基づき、埋立終了後から最終処分場の廃止までの期間の比較を行う。

(オ) 跡地利用性、廃止後の維持管理

(カ) 水文調査結果（別途発注の地下水検層等）を踏まえ十分な散水量の確保が可能か検討する。

(キ) その他

(2) 施設整備方針の作成

次期最終処分場の整備に当たって、その方向性を整理した基本方針を作成するものとする。

(3) 全体施設配置計画

ア 最終処分場の施設配置計画

最終処分場の各施設が有機的に機能する施設配置計画を複数作成し、比較検討を行う。検討に当たっては、建設地の地形、勾配（高低差）、建設工事や埋立作業の容易性、円滑な車両動線の確保のほか、実施に係る経済性などの多角的な視点で行うこと。

(7) 埋立地については、測量平面図や地質条件を基に、必要な容量の埋立処分を行うことができ、かつ、安全性が確保できる埋立地の位置、埋立形状を検討する。

(4) 浸出水処理設備については、地形、埋立地、浸出水処理水の放流先を勘案し配置を検討する。

(5) 浸出水調整設備については、地形、埋立地、浸出水処理設備、浸出水処理水の放流先を勘案し配置を検討する。

イ 搬入道路計画

公道から最終処分場埋立地までの搬入道路のルートについて、平面配置計画、縦横断計画、付属構造物計画、標準断面、舗装構成等を検討する。

ウ 埋立地分割整備・区画埋立計画

初期投資額の削減、浸出水量の削減等の観点から、埋立地の段階的整備、区画埋立の可能性と経済性を検討する。建設地の地形及び地質を考慮し、埋立工法、順序、埋立作業の進行方向等の検討を行う。

(4) 各施設の計画

ア 埋立地貯留構造物計画・埋立地造成計画

必要埋立量を埋立処分できる貯留構造物と埋立地造成形状を検討する。

貯留構造物は、土堰堤、コンクリート重力式堰堤、コンクリート擁壁等の構造形式ごとに概略の構造計算、比較検討を行い検討する。また、埋立地造成計画と併せて、必要となる貯留構造物の高さと延長等を考慮し、その断面形状を検討する。

埋立地造成形状は、その地形・地質・水文等を勘案して、堀込み式や盛土式の造成形式を比較検討した上で、場内へのアクセス道路の動線と切盛土量のバランスを考慮して埋立地形状と廃棄物による造成形状を検討する。また、埋立地の設置段階及び廃棄物の造成段階ごとに主要な埋立造成断面について安定計算を行い、造成勾配等を検討する。

イ 遮水計画

水文地質解析の結果，気象条件，最新の遮水技術を踏まえ，遮水計画について遮水の確実性，経済性，埋立作業性，施工性，耐久性，及び遮水工破損時の修復性等の観点から比較を行い，次の検討を行う。

- (ア) 遮水形式の選定
- (イ) 遮水構造の検討（法面部・底面部ごとの断面計画）
- (ウ) 遮水シート及び保護材の材質の検討
- (エ) 漏水検知システムの検討

ウ 浸出水処理施設の検討

流入水量と水質について，類似事例や現最終処分場（旭川市廃棄物処分場）の実績等から設定し，次の検討を行う。

- (ア) 浸出水水質の設定
- (イ) 計画処理水質の設定
排水基準，現処分場の処理水質，維持管理運転の容易さ，合流河川の利水状況などを勘案し，総合的かつ科学的に設定する。
- (ウ) 浸出水処理施設規模の検討（後述する調整設備との整合を図る。）
浸出水量，調整設備容量，処理水量について検討する。
- (エ) 計画処理水質を満足するような水処理の方式を調査し，各方式を比較検討を行う。

エ 浸出水集排水施設計画

既往日降水量と浸出水量を把握した上で，埋立地内の水位が許容値以下とできる浸出水集排水施設の規模と配置を検討する。検討に当たっては，埋立地の構造を準好気性構造として行うこと。

オ 地下水集排水施設計画

埋立地周辺の地質解析結果，地形，造成形状等を勘案して，必要となる地下水対策等の検討を行う。また，地下水の揚圧力による遮水工損傷防止を目的とした地下水集排水施設の配置と規模について概略検討する。

カ 雨水集排水施設計画

埋立地周辺雨水の埋立地内への浸入防止，埋立地上流部雨水の排水，埋立造成終了後の雨水排水等を勘案して，雨水処理施設（排水施設，調整池）の配置と規模について概略検討する。

キ ガス抜き施設計画

埋め立てる廃棄物をできるだけ好氣的雰囲気中に保ち、埋立廃棄物の分解安定化を促進するために必要となるガス抜き施設の配置と規模を検討する。

ガス抜き施設は、浸出水集排水施設と連続した構造とし、その配置間隔は、廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領に定められた方法等に基づいて算定する。

ク 搬入管理施設計画

廃棄物の搬入車両台数と車両形式を勘案して、必要となるトラックスケールの規模と台数について検討する。

ケ 管理棟計画

搬入管理のために設置する計量設備等の機器、廃棄物を仮置きする作業ヤード、浸出水処理施設の制御設備、管理人員の事務所、会議室、研修室等の確保に必要な面積を算定し、管理棟の建築計画に必要な与条件を検討する。

コ 管理道路計画

埋立地の工事や維持管理に必要となる埋立地周囲の道路、施設間の連絡道路、埋立地内の場内道路について、円滑な作業と通行が可能となる動線を検討し、その配置と標準断面、縦横断計画、標準舗装構造等について検討する。

サ その他施設計画

その他、最終処分場に必要となる洗車設備、飛散防止設備、上下水処理、門・囲障設備、電気・通信設備、防災設備の計画を行い、配置平面図及び標準構造図を作成する。

(5) 技術的検討

ア 遮水工構造検討のための水文地質解析

既存調査結果、現地踏査、地質調査等の結果に基づき、建設地周辺の地形・地質の検討、地盤の透水性の検討、建設地の地下水賦存状況の検討を行い、適正かつ経済的な遮水工構造の検討を行う。また、建設地の水理地質構造について考察し、必要があれば追加調査計画を立案する。

イ 浸出水量と調整設備の検討

最終処分場における浸出水量及び浸出水調整設備について、過去 15 年間の最大年及び最大月間降水量のある年の日降水量時系列を用いて、次の検討を行う。

(7) 浸出水の発生量推計

- (イ) 浸出水削減方策の検討
- (ウ) 埋立地内貯水を避けるための調整設備の規模検討
- (エ) 同上調整設備の概略構造検討

ウ 跡地利用計画

最終処分場の跡地利用について、次の検討を行う。

- (ア) 周辺の土地利用の現況把握
- (イ) 周辺自然環境等の把握
- (ウ) 他都市の跡地利用方針の情報収集

(6) 基本計画のとりまとめ

ア 検討結果のとりまとめ

整理した設計と条件や施設整備方針のほか、全体配置計画、施設計画、技術的内容の検討結果のとりまとめを行う。

イ 概算工事費の算定

概略数量計算等を行い、基本計画図に基づく概算工事費の算定を行う。

また、当該工事を活用して、最終処分場整備に関する事業手法の方式及び各方式におけるメリットやデメリットを整理する。

ウ 整備スケジュールの検討

関連法令に係る手続、設計、環境調査、建設工事等の期間を勘案、検討し、最終処分場の整備スケジュールを作成する。また、工事を分割発注する場合における効率的な分割数やその範囲、発注スケジュールについて、工事工程、資材の調達日数等を考慮し検討する。

エ 基本計画図の作成

次の図等を作成する。

- (ア) ゾーニング図（建設地における各施設の配置を整理及び図示）
- (イ) イメージ図（鳥瞰図程度、A3版、カラー印刷）

オ 成果品

- (ア) 旭川市次期一般廃棄物最終処分場整備基本計画（案） 本編・概要版・・・5部
- (イ) 上記電子データ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1式

2 基本設計業務

基本設計は、最終処分場整備基本計画及びその他の調査結果を踏まえ、最終処分場を構成する各種施設の規模、構造、設備等について、技術的な面から検討し決定する。

(1) 環境保全計画

別に実施する「旭川市次期一般廃棄物最終処分場環境影響調査業務」の調査結果を踏まえ、遵守すべき基準及び環境保全目標を検討・決定する。

- ア 水質、騒音・振動、悪臭、大気等の環境基準
- イ 周辺自然環境の概況（保全すべき地域・種等の把握）
- ウ 周辺土地利用、水利用等の状況（配慮すべき利用の有無）
- エ 開発に係る土地利用規制状況
- オ 保全すべき景観等の状況
- カ 環境保全目標の検討・決定

(2) 施設配置設計

基本計画図をもとに、最終処分場の各施設を整備するための必要敷地面積や切盛土量を考慮し、造成設計を行い、次の検討・決定を行う。

- ア 埋立地の配置検討・決定（埋立容量の確保性、埋立作業の容易性）
- イ 浸出水処理施設や調整設備の位置と処理水の放流先の検討・決定
- ウ 管理棟や円滑な車両動線の確保
- エ 防災調整（節）池の配置検討・決定

(3) 搬入道路基本設計

公道との交差形状を検討・決定する。

- ア 道路線形・道路縦断の検討・決定
- イ 概略切盛土量の算出
- ウ 付属構造物の検討（石積、橋梁等）・決定
- エ 標準断面、舗装構成の検討・決定

(4) 浸出水量算出

浸出水量について、基本計画で検討した内容や基本設計で整理・決定した埋立地の配置や規模等を踏まえ、算出すること。

- ア 埋立地内貯水を避けるための調整設備の規模検討・決定

(5) 浸出水処理施設設計

浸出水処理施設について、基本計画で検討した内容を踏まえ、次の検討・決定を行う。

ア 浸出水処理施設規模の検討・決定

埋立処分計画・降雨量などの施設規模の設定条件を検討し、浸出水処理施設の規模を決定する。

イ 浸出水調整設備の概略構造検討・決定

ウ 浸出水水質の再精査

基本計画で設定した浸出水の水質について、プラントメーカーへの参考見積等を基に再精査する。

エ 計画処理水質の再精査

基本計画で設定した処理水の水質について、プラントメーカーへの参考見積等を基に再精査する。

オ 浸出水処理施設設備方式の検討・決定

カ 浸出水処理フローの検討・選定

キ 参考見積仕様書の作成

ク 参考見積図書の収集・整理（原則として3社以上）及び比較検討

ケ 性能発注に向けた発注仕様書案の作成

コ 浸出水処理施設概算工事費の算出

(6) 貯留構造物設計・埋立地造成設計

貯留容量及び基本計画で検討した内容を踏まえ、貯留構造物と埋立地造成形状を比較検討し決定する。

ア 貯留構造物構造形式の検討・決定（土堰堤、コンクリート重力式堰堤、コンクリート擁壁等）

イ 埋立地造成形状の検討・決定（掘込み式、盛土式等）

ウ 常時、地震時の安定計算（埋立開始前、埋立完了時）

(7) 遮水設計

水文地質解析の結果、基本計画で検討した内容等を踏まえて、遮水工の形式や構造、使用建材等の仕様を検討し決定する。

ア 遮水工の形式の比較検討・決定

イ 遮水工の構造・建材等の比較検討・決定

ウ 遮水工の損傷検知（漏水検知システム、自己修復材、固定方法等）

- (8) 浸出水集排水施設設計
浸出水量等に基づき、浸出水集排水施設の配置、構造、部材、必要断面等を検討・決定する。また、必要断面については空気の流通を考慮することとする。
- (9) 地下水集排水施設設計
地下水の揚圧力による遮水工の損傷防止のため、地下水集排水施設の配置、構造、部材、必要断面等を検討し決定する。
- (10) 雨水排水施設設計
埋立地周辺雨水の埋立地内への浸入防止、埋立地上流部雨水の排水、埋立造成終了後の雨水排水等を勘案して、計画降雨量の設定と計画流出量の算定を行い、雨水処理施設の配置、構造、部材、必要断面等を検討・決定する。
- (11) 防災調整（節）池設計
周辺の地形や利水状況等を考慮し、防災調整（節）池の規模・構造について検討・決定する。また、雨水の放流先、排水方法等についても検討・決定する。
- (12) 埋立ガス処理施設設計
埋め立てる廃棄物をできるだけ好氣的雰囲気（アノキク）に保ち、埋立廃棄物の分解安定化を促進するために必要となるガス抜き施設の配置、規模・構造、建材、必要断面、支持方法等を検討・決定する。ガス抜き管の建材及び断面については、廃棄物の沈下等による変形を考慮する。
- (13) 搬入計量施設設計
廃棄物の搬入車両台数と車両形式を勘案して、必要となるトラックスケールの規模と台数を検討・決定する。また、搬入廃棄物の検査、料金の徴収等を勘案して必要となる設備も併せて検討・決定する。
- (14) 管理棟の建築計画に必要な与条件の整理
管理棟の建築計画に必要な施設規模や構造等の与条件を決定する。
なお、与条件の決定に当たっては、施設規模や支持地盤に設定する地質の状況等を踏まえ、必要に応じて、分棟（別棟）とすることを検討する。

(15) 管理道路設計

埋立地の工事及び維持管理に必要となる埋立地周囲の道路，施設間の連絡道路について，円滑な作業と通行が可能となる動線を検討し，管理道路の道路構造，幅員等について決定する。

(16) モニタリング施設設計

生活環境影響調査及び地質調査を基に，地下水汚染をモニタリングするための井戸の配置，必要数，構造等を検討・決定する。また，必要に応じて，浸出水や処理水，埋立ガス，沈下等のモニタリング計画を検討・策定する。

(17) 覆土置場

廃棄物の埋立作業に合わせて必要となる覆土置場の配置場所，規模等について検討・決定する。

(18) その他施設設計

洗車設備，飛散防止設備，上下水処理設備，門・囲障設備，電気・通信設備，防災設備等について検討・決定する。

(19) 概略施工計画（全体工程計画）の策定

基本設計に基づく概略の施工計画，工事工程，発注スケジュール等をまとめた全体工程計画を作成する。

(20) 基本設計書の作成

基本設計平面図，標準断面図等の図面，工法・構造の決定に係る前提条件や採用理由，概算事業費，概略施工計画（全体工程計画）等をまとめ，基本設計書を作成する。

(21) 基本設計図の作成

基本設計図は，次の図面を作成する。

ア 施設配置平面図

イ 埋立地標準断面図

ウ 埋立地掘削平面図

エ 埋立地造成平面図

オ 埋立地縦横断面図

カ 貯留構造物一般図

キ 搬入道路平面図，標準断面図，縦横断面図

- ク 管理・場内道路平面図，標準断面図，縦横断面図
- ケ 遮水工平面図，標準構造図
- コ 地下水集排水施設平面図・標準構造図
- サ 浸出水集排水施設・埋立ガス処理施設平面図・標準構造図
- シ 雨水集排水施設平面図，標準構造図
- ス 防災調整（節）池平面図，標準断面図
- セ 浸出水調整槽配置平面，一般図
- ソ 浸出水処理施設配置平面図，立面図
- タ 浸出水処理フローシート
- チ 管理棟の建築計画に必要な与条件
- ツ 門・囲障設備，飛散防止設備平面図，一般構造図
- テ その他施設平面・構造図
- ト 鳥瞰図の作成（埋立開始前及び埋立完了時，A3版，カラー印刷）

(22) 概算工事費の算定

基本設計図に基づき数量計算を行い，概算工事費を算出する。

- ア 数量計算に当たっては，全体土工，面積，延長，個数等を算出する。
- イ 概算工事費の単価は，他事例単価や土木工事積算標準単価等より積算する。
なお，概算工事費の算定に当たっては，工事を分割して発注するなどの複数の発注方法の選択があることに留意し，整理を行う。

(23) 事業費及び財源計画

概算工事費に基づき循環型社会形成推進交付金取扱要領や他事例等を踏まえて財源計画を明らかにし，年度別の資金計画を整理する。

(24) 関係機関事前協議書の作成・協議

本施設の建設に必要となる各種協議について事前協議資料を作成した上で，協議に同行する。

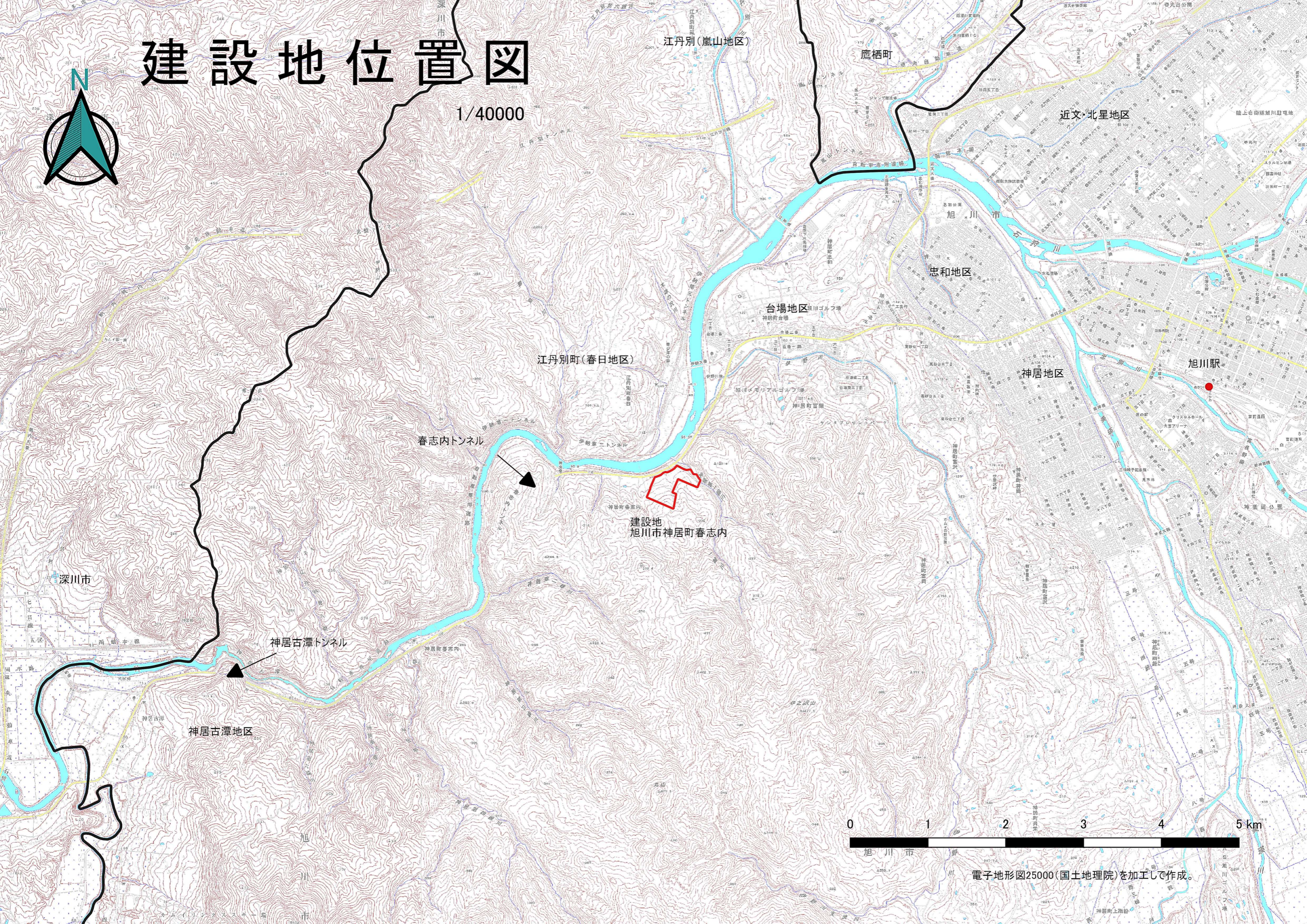
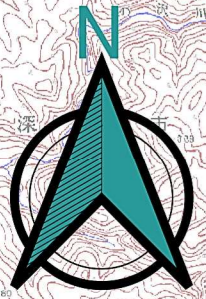
- ア 一般廃棄物処理施設設置届に係る事前協議
- イ 搬入道路整備に係る道路管理者との協議
- ウ 林地開発，伐採に係る事前協議（搬入道路等含む）
- エ 雨水放流及び接続に係る事前協議
- オ 河川放流に係る事前協議
- カ 水道，電気，ガス，通信の引込みに係る事前協議
- キ その他必要な協議

(25) 成果品

ア	旭川市次期一般廃棄物最終処分場基本設計報告書	5部
イ	旭川市次期一般廃棄物最終処分場基本設計図	5部
ウ	上記電子データ	1式

建設地位置図

1/40000



江丹別町(春日地区)

春志内トンネル

建設地
旭川市神居町春志内

神居古潭トンネル

神居古潭地区



電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成。

建設地地形図



5000分の1

△189.4

柳田線

春志内

次期最終処分場建設地

0 100 200 300 400 500 m

電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成。

